

改正案	現行
<p>（再生支援決定） 第二十五条（略） 2～7（略） 8 再生支援決定は、令和八年三月三十一日までに行わなければならない。ただし、機構があらかじめ主務大臣の認可を受けた事業者に対しては、同年九月三十日までの間、行うことができる。</p> <p>（特定支援決定） 第三十二条の二（略） 2～6（略） 7 特定支援決定は、令和八年三月三十一日までに行わなければならない。ただし、機構があらかじめ主務大臣の認可を受けた事業者及びその代表者等に対しては、同年九月三十日までの間、行うことができる。</p> <p>（特定組合出資決定等） 第三十二条の十二（略） 2～4（略）</p>	<p>（再生支援決定） 第二十五条（同上） 2～7（同上） 8 再生支援決定は、平成三十三年三月三十一日までに行わなければならない。ただし、機構があらかじめ主務大臣の認可を受けた事業者に対しては、同年九月三十日までの間、行うことができる。</p> <p>（特定支援決定） 第三十二条の二（同上） 2～6（同上） 7 特定支援決定は、平成三十三年三月三十一日までに行わなければならない。ただし、機構があらかじめ主務大臣の認可を受けた事業者及びその代表者等に対しては、同年九月三十日までの間、行うことができる。</p> <p>（特定組合出資決定等） 第三十二条の十二（同上） 2～4（同上）</p>

5 特定組合出資決定は、令和八年三月三十一日までに行わなければならない。

(特定経営管理決定等)

第三十二条の十三 (略)

2 (略)

3 特定経営管理決定は、令和八年三月三十一日までに行わなければならない。

4 (略)

(債権等の譲渡その他の処分の決定等)

第三十三条 (略)

2 機構は、経済情勢、再生支援対象事業者等の事業の状況その他の事情を考慮しつつ、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める期間内に、当該決定に係る全ての業務を完了するよう努めなければならない。

一 再生支援決定又は特定支援決定 これらの決定の日から五年以内(第二十五条第八項ただし書又は第三十二条の二第七項ただし書の認可を受けてこれらの決定を行った場合は、令和十三年三月三十一日まで)で、かつ、できる限り短い期間

二 特定信託引受決定又は特定出資決定 これらの決定の日から

5 特定組合出資決定は、平成三十三年三月三十一日までに行わなければならない。

(特定経営管理決定等)

第三十二条の十三 (同上)

2 (同上)

3 特定経営管理決定は、平成三十三年三月三十一日までに行わなければならない。

4 (同上)

(債権等の譲渡その他の処分の決定等)

第三十三条 (同上)

2 機構は、経済情勢、再生支援対象事業者等の事業の状況その他の事情を考慮しつつ、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める期間内に、当該決定に係る全ての業務を完了するよう努めなければならない。

一 再生支援決定又は特定支援決定 これらの決定の日から五年以内(第二十五条第八項ただし書又は第三十二条の二第七項ただし書の認可を受けてこれらの決定を行った場合は、平成三十八年三月三十一日まで)で、かつ、できる限り短い期間

二 特定信託引受決定又は特定出資決定 これらの決定の日から

五年以内（第三十二条の九第六項ただし書又は第三十二条の十第五項ただし書の認可を受けてこれらの決定を行った場合は、令和五年三月三十一日まで）で、かつ、できる限り短い期間

三 特定専門家派遣決定（特定専門家派遣をする旨の決定を行う。）、特定組合出資決定又は特定経営管理決定（これらの決定の日から令和十三年三月三十一日までの期間

3 機構が貸付債権等の信託の引受けを行う場合における信託契約の終了の日は、再生支援決定の日から五年以内（第二十五条第八項ただし書の認可を受けて再生支援決定を行った場合は、令和十三年三月三十一日まで）又は特定信託引受決定の日から五年以内（第三十二条の九第六項ただし書の認可を受けて特定信託引受決定を行った場合は、令和五年三月三十一日まで）でなければならない。

4 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、再生支援決定の日から五年以内（第二十五条第八項ただし書の認可を受けて再生支援決定を行った場合は、令和十三年三月三十一日まで）でなければならない。

附則

（再生支援の申込み等に関する特例）

五年以内（第三十二条の九第六項ただし書又は第三十二条の十第五項ただし書の認可を受けてこれらの決定を行った場合は、平成三十五年三月三十一日まで）で、かつ、できる限り短い期間

三 特定専門家派遣決定（特定専門家派遣をする旨の決定を行う。）、特定組合出資決定又は特定経営管理決定（これらの決定の日から平成三十八年三月三十一日までの期間

3 機構が貸付債権等の信託の引受けを行う場合における信託契約の終了の日は、再生支援決定の日から五年以内（第二十五条第八項ただし書の認可を受けて再生支援決定を行った場合は、平成三十八年三月三十一日まで）又は特定信託引受決定の日から五年以内（第三十二条の九第六項ただし書の認可を受けて特定信託引受決定を行った場合は、平成三十五年三月三十一日まで）でなければならない。

4 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、再生支援決定の日から五年以内（第二十五条第八項ただし書の認可を受けて再生支援決定を行った場合は、平成三十八年三月三十一日まで）でなければならない。

附則

（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正）

第五条 第二十五条第一項第一号に掲げる事業者は、同項の規定にかかわらず、同項の申込みをすることができる。この場合における第十六条及び第二十五条第八項の規定の適用については、第十六条第一項中「受けた事業者」とあるのは「受けた事業者若しくは同号に掲げる事業者」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「事業者又は同号に掲げる事業者」と、第二十五条第八項中「令和八年三月三十一日」とあるのは「令和八年三月三十一日（第一項第一号に掲げる事業者に係るものにあつては、令和五年三月三十一日）」と、同項ただし書中「同年九月三十日」とあるのは「令和八年九月三十日（同号に掲げる事業者に係るものにあつては、令和五年九月三十日）」とする。

第五条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を次のように改正する。
(次のよう略)